

第1回「JAS制度のあり方検討会」の議事概要について

平成15年10月1日（水）10：00～
日本郵政公社本社2階共用会議室A～D

1. 委員の出欠

委員18名中16名が出席

※欠席者・・・有馬委員、奥野委員

2. 議事概要

(1) 「JAS制度のあり方検討会」の設置について

（資料1「検討会開催要領」を事務局より説明）

委員の互選により、沖谷委員（日本獣医畜産大学教授）が座長に選出された。

座長より畑江委員（お茶の水女子大学教授）が座長代理に指名された。

(2) 資料説明

資料2 「JAS法の規格・表示制度の概要について」

資料3 「JAS法を巡る現状と課題について」

事務局より説明

(3) 意見交換等

委 員：資料3において、「行政の裁量の余地のない形で登録」という具体的なイメージがよくわからない。

事務局：（資料3の8頁の図を用いて）登録認定機関等の登録について、現在は大臣が告示で登録要件を定めているが、この登録要件を法律に明記するということがある。また、国の関与を最小限にするという意味もあり、具体的には、大臣による製造業者等の認定の廃止、登録機関の業務規程や手数料を認可制から届出制とすること、登録認定機関の処分に対する不服についての大臣への審査請求を廃止し民々ベースでの紛争処理とすること等である。

委 員：今回、資料を用意させていただいた。現行法の枠内の議論は別途行うとのことであり、この検討会の議題を超える部分もあるかもしれないので、どこまで議論して良いか教えて欲しい。

事務局：資料を拝見して、制度の枠組みに触れるような論点と、具体的な規格の内容に係る論点を整理させていただきたい。

委 員：制度の枠組みに触れる点としては、検査員（登録認定機関の職員）の身分保障の問題がある。現行法ではみなし公務員規定があり、収賄等の罰則が公務員並みに適用される。しかし、検査

対象の事業者の内部情報に触れる立場にある検査員が、不正を発見し、公益通報した場合に身分保障がない。私も実際、脅迫電話を受けたことがある。また、検査員が検査先に向かう途中で亡くなったケースもある。

また、認定を受けていた生産者が有機にメリットを感じずやめていく場合があることも問題である。

さらに、「格付」というシステムは諸外国にはなく、また、消費者にもわかりにくい。何か別の良い仕組みはないか。

委員：ＪＡＳ制度は、規格中心から表示重視へと変遷してきており、資料２にあるＪＡＳ規格の意義を今一度問い直す必要があるのではないかと。消費者、生産者及び実需者がＪＡＳ規格に対して何を期待しているのか、ＪＡＳ規格の今日的意義を整理すべき。既存のＪＡＳ規格について、全生産量のうち、どのくらいの割合でＪＡＳマークがついているのか。

事務局：格付数については整理しているが、分母となる全体の生産量がどのくらいあるか、というデータを正確に把握するのが難しい品目もある。全体としては、格付率（市場流通しているもののうちＪＡＳマークの付いているものの割合）が１００％に近い品目もあれば、数％程度と低い品目もある。格付率の低い品目については、ＪＡＳ調査会で廃止も含めた検討を行っている。

事務局：平成１２年以降、６８品目について規格の見直しを行ったが、そのうち２０品目は規格が廃止された。大まかに言って、品目全体のうち、格付率が一桁だったのは、３分の１ほどである。

委員：買い物をするときにチェックするのは、原材料、原産地、賞味期限であり、ＪＡＳマークを見て選んでいるわけではない。スーパーで買い物をする短い時間で、どの程度ＪＡＳマークをチェックできるか疑問。感覚として、ＪＡＳ規格はもう古いなという印象である。国が関与しない方向でとのことだが、プリマハムの事件を見れば、むしろ消費者は民を信用できないのではないかと。生産情報公表牛肉のＪＡＳ規格について、最初聞いたときは、貿易問題につながりかねず、「塹壕を掘ったな」と思ったが、今は、塹壕ではなく引き込み線、第一歩だと思っている。ＪＡＳ規格についても生活者、消費者の立場から見直して、新しい考え方を築く第一歩としなければならない。いずれにせよ大変だな、という印象だ。

委員：ＪＡＳ規格の役割を考えると、品質についての基準は必要だろうかという疑問に思う。今はスーパーに行っても、粗悪品はなくなった。もうＪＡＳマークは消費者にとって商品選択の基準とはされていないのではないかと。当方では、ＪＡＳ規格は最低基準として扱っているが、ＪＡＳマークをつけることまで求めている。もっと新しいニーズに応えるＪＡＳ規格を考える方が建設的である。また、ＩＳＯ９００１、ＩＳＯ１４００１あるい

は有機にしても、国より民間が先行した。民間にも相当力があるのであり、国は認証機関のチェックと何か違反があった場合の取消に特化してもよいのではないか。ＪＡＳ制度が国際的に通用する制度であるのかについても検証したい。

座長代理：格付率の低い品目の規格を廃止し、ＪＡＳマーク対象品目が減少しているのは、ＪＡＳの重みが減ってきたということか。

事務局：ＪＡＳ制度全体の重みがなくなったということではなく、現行制度の中で、ＪＡＳ規格の対象品目及び内容をニーズの高いものにシフトするということである。

座長代理：必ずしも品目が減るばかりではないということでも理解した。共稼ぎの家庭も増え、テイクアウトの食品が売れているが、それらのものではＪＡＳ品かどうか分からない。テイクアウトの食品等にもＪＡＳが関与できないだろうか。

座長：例えば、ハンバーガーパティにはＪＡＳ規格があるが、それを用いて作ったハンバーガーを売るときに、「ＪＡＳ品を使ったハンバーガーです」等の表示ができるかどうかという考え方もあろう。

委員：ＪＡＳ規格は時代に合うものに変えていく必要があるが、暮らしに役立つ制度として育てていきたい。粗悪品は少なくなったが、それでも事件や事故は起きている。ＪＡＳ規格の対象品目を削減するという話には疑問がある。優良なものでもＪＡＳマークを付けていないものもあるし、規格の厳しさは格付率に影響する。また、制度の普及はＪＡＳマークが付いた商品が消費者が選ぶことにかかっているのだから、よりよい制度としていきたいと思う。

委員：ＪＡＳ制度ができた昭和２５年に比べ、企業のモラルも消費者の意識も高まっている。ＪＡＳ規格は不要とのご意見もあるが、その一方でＪＡＳマークを商品選択の指標にしている人もかなりいる。また、規格の見直しをする際、格付率が低ければ廃止するとのことだが、業界の中で例えば一社でもＪＡＳマークを付けたいというメーカーがあれば、それを考慮してもよいのではないか。また、ＪＡＳ規格で厳格な枠組みを設定することにより、新商品の開発の足枷となる場合があるのではないか。ＪＡＳ規格にもっと柔軟性を持たせてもよいのではないか。柔軟性を持たせるという観点からＪＡＳ規格を育てていければよいと思う。

座長：５年ごとの規格見直しの１サイクル目は現在の規格の見直し基準でやっていくが、２サイクル目の見直しの基準は今のご意見も踏まえて前もって検討していきたい。

委員：ＪＡＳ制度については、確かに歴史的意義があるが、現在においては次のようなことが言えると思う。まず、品質表示基準は非常に大事だ。事業者と消費者のコミュニケーションツールに

なっているし、業界の秩序ある競争にとっても重要。一方、ＪＡＳ規格による認証制度については、品質表示基準制度とは切り離して考える必要があり、特段の理由がないのであれば事業者による自己責任を基本とした制度とすべきだ。また、ＪＡＳ規格が「ミニマムの基準」なのか、「エクセレンスの証」なのかということも考えなくてはならない。「エクセレンスの証」であるのであれば審査機関の質の高さが求められ、審査機関の地位も保障すべきである。一方、「ミニマムの基準」であるのであれば事業者の自己責任による判断と事後的な行政のモニタリングという仕組みになるのではないか。食品事業者は安全・安心・安定をキーワードにものを考えている。どのようなＪＡＳ規格が求められているのかという「夢」に当たる部分も考えていきたい。

委員：行政改革の対応問題はこの方向でやむを得ないと思うが、今回の改正には怖い部分がある。登録機関が重要な役割を果たす一方で、罰則が重いという制度になりそう。登録機関になるのは簡単で、罰則が厳しいという制度になると大変なので、登録要件をかなり具体的に定めておく必要があるのではないかな。

ＪＡＳ規格の必要性については、これまで発言された方と同感。商品の品質について企業は消費者の目に見えないところで苦労するのであり、ＪＡＳマークを付けた商品の特色がどこにあるのかをどういう形で普及するのが問題となる。消費者の目に見える形で普及する努力が必要だ。

「ＪＡＳマーク対象品目を削減する」という話があったが、必要なＪＡＳ規格は残していき、新しいタイプのＪＡＳ規格を導入していくという視点も必要だ。ＪＡＳ規格についてはどういう人を対象にするのかということを考える必要があり、例えば、高齢者を対象にした、噛みやすいとか、嚥下しやすいといったことを基準にしたＪＡＳ規格（シルバーＪＡＳ）も考えられるのではないかな。また、ＨＡＣＣＰ，ＧＭＰの考え方をとりいれとか、環境に配慮しているといったＪＡＳ規格や、あるいはペットフードについてのＪＡＳ規格も考えられるのではないかな。これらのような新しいことも考えていきたい。

委員：ＪＡＳマークをつけることを誇りとしているという事業者の話も聞いているし、一つの商品を選ぶのに数秒しかかけない中で国の関与したお墨付きのマークが欲しいという消費者の要望も聴いている。規制緩和・事業者の自己責任という流れがあることも承知しているが、こう言ったことも念頭に発言していきたい。

委員：「規格制度から表示制度へ」という流れ、「ＪＡＳマーク対象品目の削減」ということを踏まえると、行き着く先はＪＡＳ規格がゼロとなり、ＪＡＳ規格制度は廃止ということも考えられ

そうである。このゼロベースと国の強い関与という両極端の間で議論することとなるが、その議論に当たっては民間の実力がどの程度あるのかと言うことを把握する必要がある。普段は「行政の関与を減らせ」といわれるが、問題が起きると「国は何をしてたんだ」という議論になる。このような状況で国の関与をどの程度にしていくのか検討して行かなくてはならない。

委員：林産物関係では、建築基準法等にＪＡＳ規格が引用されており、また国による木材の購入もあるので、一種格付（登録格付機関による格付）が増えてきている。特に地方公共団体が地元で生産された木材を購入するという場合があり、これに対応するには一種格付の仕組みが必要だ。

平成１１年の改正による新しい制度は、実感としてはこれからスタートするという感じだが、この新しい制度に基づき海外にも登録認定機関ができる。林産物については登録認定機関が３つしかないが、これから登録認定機関と国の関係を議論していく必要があり、登録認定機関の状況がどうなっているのかと言うことを教えて欲しい。

委員：中学１年生の子供がＪＩＳとＪＡＳについて授業で習ったと話していた。子供に聞いてみたところ、ＪＩＳは工業製品、ＪＡＳは食べ物を対象としており、ＪＡＳマークそのものは知っていると言っていた。しかし、商品を購入する際には、ＪＡＳマークではなく品質表示を見るとも言っていた。

委員：ＪＡＳマークがついていないからといって、一概にＪＡＳ規格の重要性が落ちたとは言えない。飲食料品を海外から輸入することが増えているが、格付を受けないものであっても、例えばプライベートブランドの開発輸入の際にはＪＡＳ規格を基準として参照していることも多い。

委員：最近工業規格について調べる機会があったのだが、検査業務について国の関与を減らすと言われている。しかし、単に国の関与を減らせばいいというものではない。「国の関与を減らすべきである」という主張は、民間の検査機関間の競争により、検査の質が向上し、価格が低下するという前提に立っている。検査事業の市場を作ることだが、市場の環境の整備には国の関与が必要だ。実際には競争が行われる分野もそうでない分野もあり、競争によって担保できることもそうでないこともある。行革で指摘されている事項にも、もっともであることもそうでないこともあるのではないかな。

それぞれの登録格付・認定機関がどの分野でどのくらい活動しているのか、都道府県・独立行政法人が実際にはどのくらい活動しているのかということが分かる資料を議論の前提として用意して欲しい。

委員：有機については、名称の規制と結びついていることから、他の

J A S 規格とは別扱いにして欲しい。民間事業への移行により国の縛りを緩めるのはよいことであるが、国はきちんと責任を取って欲しい。特に検査員については、技術のレベルにばらつきがあり、また、登録認定機関によりレポートが改ざんされた事例もある等の問題がある一方で、身分の保障がない状況にある。また、有機の認定生産者や製造メーカーがボランティア的にやっているという事情を踏まえ、予算面でも配慮して欲しい。

(4) まとめ

座 長：議論は以上とし、事務局から今後の予定について報告していただく。

事務局：次回は11月13日(木)10時より開催し、行政改革への対応方向について御議論いただきたいと考えている。議題の詳細及び会場については座長とご相談の上、追ってご連絡する。

(以上)

(本議事概要については、今後一部修正が入る場合があります。)